



おりお安心ネット通信

折尾警察署

☎ 093(691)0110



～地域との協働による犯罪・事故の起きにくい社会づくり～ 令和4年4月26日 第14号

守りましょう！ 自転車安全利用五則

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外



道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。

② 車道は左側を通行



対向車等と衝突する危険性が高まります。自転車は、車道の左側（車道通行率のない道路では右側）を通行しなければなりません。

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



上記の標識[※]などにより歩道通行が認められる場合でも、車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げることとなる場合は一時停止しなければなりません。

④ 安全ルールを守る



次の運転も危険です。絶対にやめましょう！



「ながら」運転



横断歩道上の歩行者妨害



こちらもお忘れなく！



※ 県条例で自転車保険への加入が義務化（令和2年10月～）

福岡県警察